



山形県公報

令和8年6月9日(火)
第710号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県財務規則の一部を改正する規則……………(会計局) ……593

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……594
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……………(水産技術振興センター) ……同
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……595
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……596

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会6月定例会の招集……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(税政課) ……597
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企業局) ……599
- 同……………(中央病院) ……600

## 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第39号

#### 山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「課長補佐  
審査専門員」を「課長補佐  
調達専門員  
審査専門員  
公金管理・電子収納推進専門員」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第466号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和8年6月16日山形市に招集する。

令和8年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第467号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和8年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第468号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和8年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第469号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、西郷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 佐 藤 保     | 鶴岡市西沼甲88番地     |
| 同        | 佐 藤 克 久   | 同 茨新田字砂山182番地1 |
| 同        | 齋 藤 裕 也   | 同 面野山176番地     |
| 同        | 本 間 長 男   | 同 下川字合喜24番地    |
| 同        | 遠 藤 力     | 同 辻興屋丙7番地      |
| 同        | 佐 藤 重 勝   | 同 茨新田戊48番地     |
| 同        | 古 木 恵 美 子 | 同 辻興屋字三丁場2番地3  |

**山形県告示第470号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、西郷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 佐 藤 保     | 鶴岡市西沼甲88番地       |
| 同        | 佐 藤 克 久   | 同 茨新田字砂山182番地 1  |
| 同        | 佐 藤 重 勝   | 同 戊48番地          |
| 同        | 本 間 優 也   | 同 下川字合喜 8 番地 1   |
| 同        | 齋 藤 久 喜   | 同 辻興屋字街ノ上 2 番地70 |
| 同        | 本 間 誠     | 同 下川字関根171番地     |
| 同        | 本 間 卓     | 同 千安京田乙183番地     |
| 同        | 古 木 恵 美 子 | 同 辻興屋字三丁場 2 番地 3 |

**山形県告示第471号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、袖浦土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 佐 藤 敬   | 酒田市黒森乙117番地     |
| 同        | 阿 部 順 子 | 同 宮野浦三丁目 9 番75号 |

**山形県告示第472号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営浜中広岡地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営浜中広岡地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、酒田市役所及び三川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和8年6月11日から同年7月9日まで
- 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営押切地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営押切地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所及び三川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和8年6月11日から同年7月9日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

### 教育委員会関係

#### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

令和8年6月9日

山形県教育委員会  
教育長 須 貝 英 彦

- 1 招集の日時 令和8年6月10日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 博物館法に基づく博物館の登録について
  - (2) 令和9年度山形県立高等学校の入学者募集について
  - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県自動車税申告審査サポートシステム構築業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2096
- 3 落札者を決定した日 令和8年4月10日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 47,300,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和8年2月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事、山形県教育委員会教育長及び山形県公安委員会委員長から、令和8年3月24日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和8年6月9日

山形県監査委員 加 賀 正 和  
山形県監査委員 小 松 伸 也  
山形県監査委員 柴 田 優  
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監 査 対 象 機 関 | 指 摘 事 項        | 措 置 の 内 容                                                                                                                                              |
|-------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉相談センター    | 支出事務が適切でないもの   | 支出管理表を作成し、請求書の届く月を把握できるようにしている。また、支払手続きを進めていることを確認するため、支出票を出納室に提出するタイミングで支出管理表にチェックを入れる。<br>支出管理表を組織内で共有することで進捗管理を行っている。                               |
| 工業技術センター    | 執行管理体制が適切でないもの | 監査からの指摘を踏まえ、令和8年1月15日から、収納業務を行う総務課の担当事務員が、毎日財務会計システムに反映された収納状況を、業務管理者、業務総括者及び副所長（事務）に回覧することにより、収入未済の状況や督促状発行の有無を確認できるようにし、遅滞なく督促状を発行するなど、収納促進を行う体制とした。 |

|                 |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | <p>前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの</p> | <p>令和5年度の監査からの指摘を受け、令和6年度から、定期的に発生する収入について、種類及び納入時期を明記したうえで月ごとの調定日及び領収日を記入する収入支出管理表を毎月調製し、これを業務管理者、業務総括者を経て所長まで回覧することで調定又は領収漏れを防止するようにしている。</p> <p>今回、4月末を納入期限としている案件について、人事異動により担当者が変わったことですみやかに調定が行われなかったことから、当該収入支出管理表を引継資料として確実に後任者に引継ぐとともに、毎月1回程度担当者及び業務管理者が進捗を確認することにより、調定遅れがないようにしていく。</p>                                                  |
| <p>山形工業高等学校</p> | <p>支出事務が適切でないもの</p>                                         | <p>旅費の支払いについて、毎月末に業務管理者又は業務総括者が処理状況を確認する。必要に応じて担当者間の業務調整を行うなど優先的に処理できる体制を構築する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>庄内児童相談所</p>  | <p>関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの</p>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導の時間は原則職員2名体制とした。</li> <li>・ 所内に新たにワーキンググループを立ち上げ、再発防止に向け話し合い、次の取組を実施した。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員の虐待防止に係る理解徹底に向けた外部講師による研修の実施</li> <li>② 一時保護施設職員が必要としている内容をテーマにして研修を実施（10月、12月、1月）</li> <li>③ セルフチェックシートを改訂して全職員に実施</li> <li>④ 必要に応じて職員の個別面談を実施</li> </ol> </li> </ul> |
|                 | <p>支出事務が適切でないもの</p>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算残額を把握した上で修繕を行う。ただし、やむを得ない理由により修繕が必要な場合で、かつ、予算が不足し支払いが困難な場合には、適正な事務処理を行った上で予算を確保し、正当な請求があった際に支払期限内に支払う。</li> <li>・ 予算差引簿に事務執行チェック欄を設け、進捗管理を徹底する。</li> </ul>                                                                                                                                              |

|          |                                                      |                                                                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新庄養護学校   | 執行管理体制が適切でないもの                                       | <p>期末勤勉手当の支給について、特殊なケース等の場合は、担当者と事務室内で情報共有をより徹底することで事務室全体での認識及び周知を強化し、処理漏れを防止するとともに積算式等のチェック表を作成し、複数人でチェックする。</p> <p>出力帳票の確認作業を徹底する。</p> |
| 南陽高等学校   | 支出事務が適切でないもの                                         | <p>工事代金等の支払いについて、検査完了後、速やかに請求書の提出依頼を行う。請求書の提出が遅れている場合は催促を確実にすることについて事務室内で共通認識を深めるとともに、一覧表等により事務室全体で進捗管理を徹底する。</p>                        |
| 山形警察署    | 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの | <p>受理したすべての請求書について、担当者ごとに区分したレターケースで一括保管した上で、確認者を指定して定期的に進捗状況を管理し、支払遅延の防止を図る。</p>                                                        |
| 村山教育事務所  | 支出事務が適切でないもの                                         | <p>旅費の支払いについて、事務処理要領を作成し全職員に配布。一連の事務処理が滞りなく行われるよう意識付けの徹底を図る。毎月事務処理状況を確認し、声掛け、指導を行う。</p>                                                  |
| 米沢鶴城高等学校 | 執行管理体制が適切でないもの                                       | <p>旅費の支払いについて、週1回の事務打合せを行うなど、支払い遅延が発生しないように進捗管理を行う。予算については主管課と連携し確保していく。</p>                                                             |
| 置賜農業高等学校 | 契約の締結又は履行が適切でないもの                                    | <p>事業実施同等の起案の際に根拠となる資料を添付し、決裁ルートの一一人が確認できるようにするとともに管理職は慎重に確認する。</p>                                                                      |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年6月9日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 1,753,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5  
電話番号0237(74)3207
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北化学薬品株式会社山形支店 東根市神町南二丁目3番14号
- 5 落札金額 66.00円（1キログラム当たり）

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和8年2月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年6月9日

山形県立中央病院長 鈴木 克 典

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 放射線機器包括保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
エム・シー・ヘルスケア株式会社 東京都港区港南二丁目16-1 品川イーストワンタワー12階
- 5 落札金額 296,142,528円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和8年3月10日